

加茂市長交際費の支出及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加茂市長が円滑な市政運営のため、市を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「市長交際費」という。）の支出及び公表について、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 市長交際費は、次の区分に基づいて支出することができるものとする。また、支出区分により対応する支出金額の基準は社会情勢及び他市の状況により別に定める。

区 分	内 容
祝儀	総会、懇談会、記念式典等へのお祝いに係る支出
会費	総会、懇談会、記念式典等への参加に係る支出
弔慰	市政関係者等及びその親族に対する香典、供花等に係る支出
贈答	市政運営上必要な相手への贈答に係る支出
賛助金	公益性のある団体が開催する大会等の協賛に係る支出
その他	上記のほか、市長が市政運営上、特に必要と認める経費に係る支出

(公表する内容)

第3条 市長交際費の公表は、次に掲げるものについて行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

(公表の時期)

第4条 市長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに行うものとする。

(公表の方法)

第5条 市長交際費の公表は、その内容を加茂市ホームページに掲載するとともに、総務課において閲覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に支出のあったものについて適用する。